

証券総合取引約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客様がマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）で行われるインターネットまたは電話を利用した取引およびサービス（以下「本サービス」といいます。）に関し、お客様と当社の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条 (申込方法)

- (1)お客様は、当社所定の申込方法にて申込書に必要な事項を明記し（当社が別途定めるお客様の場合は、署名、捺印が別途必要です。）所定の書類を添付して申込みを行い、当社がこれを承諾した場合に限り、本サービスを利用することができます。
- (2)お客様が前項の申込みを行う場合は、当社が別に定める次の約款または規定に基づく取引またはサービス（以下、本サービスとあわせて「証券総合取引」といい、その取扱口座を「証券総合取引口座（以下「本口座」といいます）」といいます。）の申込みを同時に行うものとし、当社は、前項の承諾をする場合に限りこれらの申込みを承諾するものとし、
 - ①保護預り約款
 - ②株式等振替決済口座管理約款
 - ③一般債振替決済口座管理約款
 - ④振替決済口座管理約款
 - ⑤投資信託受益権振替決済口座管理約款
 - ⑥振込先指定方式取扱規定
 - ⑦外国証券取引口座約款
 - ⑧MRF（マネー・リザーブ・ファンド）取引約款
 - ⑨投資信託自動継続（累積）投資約款
 - ⑩お客様に交付する書面等の電磁的方法による交付に係る取扱規定
- (3)当社は、第1項の承諾をしない場合、その理由を開示しないものとし、

第3条 (本人確認)

当社は、お客様が本口座を開設される際および本口座の開設後適宜に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令諸規則および当社が定めるところに基づき、本人確認を行い、お客様はこれに応じるものとし、

第4条 (本人認証と本サービスの利用)

- (1)当社は、当社が定める方法により、当社がお客様に対して発行したログインID、口座番号、お客様の指定したログインパスワード（当初のログインパスワードは当社が指定のうえ発行します。）、取引パスワードおよび電話認証番号（(旧、暗証番号)以下、これらを「認証番号」といいます。）の確認をもってお客様の本人認証を行います。
- (2)お客様は、当社が前項の本人認証をした場合に限り、本サービスを利用することができます。
- (3)当社が第1項の本人認証をすることができない場合、お客様は、当社の指示にしたがい本人認証のため必要な手続を行うものとし、この場合、当社の定めるところにより、手数料を徴収することがあります。
- (4)お客様は、自己資金により自己のために本サービスを利用することとし、理由の如何を問わず、認証番号を第三者に使用させ、もしくは譲渡、貸与、名義変更、売買等をする事はできないものとし、
- (5)未成年者が成人した場合、本サービスの利用者は同意親権者から口座名義人ご本人へと変更になるため、前項の観点から当社の任意で「認証番号」を変更し、口座名義人ご本人に通知いたします。

第5条（法令などの遵守）

お客様および当社は、本サービスの利用に関して、法令、金融商品取引所および日本証券業協会等の定める諸規則および慣習が適用されることを了承し、また、これらの法令、諸規則および慣習を遵守するものとします。

第6条（自己責任の原則）

お客様は、この約款の内容を十分把握し、自らの責任と判断において本サービスを利用するものとします。

第7条（利用時間）

お客様が本サービスにより取引できる時間は、当社が定める時間とします。

第8条（取引の種類）

お客様が本サービスにより取引できる商品および取引の種類は、当社が定めるものとします。

第9条（取扱銘柄）

お客様が本サービスにより取引できる銘柄は、当社が定める銘柄とします。ただし、当該銘柄は、金融商品取引所等の規制または当社の自主的な規制等により、お客様に通知することなく変更されることがあります。当社の自主的な規制により変更する場合、その理由は開示しないものとします。

第10条（取扱数量）

- (1)お客様が本サービスにより売付けの取引注文を行える数量は、この約款、保護預り約款または当該売付けを行う商品の約款もしくは約諾書等に基づき当社がお客様からお預りまたは保管している数量の範囲内とします。
- (2)お客様が本サービスにより買付けの取引注文を行える数量または金額は当社が定める範囲内とし、この計算は、当社の定める方法によって行うこととします。
- (3)前2項のほか、当社は、お客様から取引注文を受付ける際の数量について、当社が定める数量に制限する場合があります。

第11条（取引回数）

金融商品取引所等において取引が行われる日（以下「営業日」といいます。）において、お客様が本サービスにより取引注文を行える回数は、当社が定める回数の範囲内とします。

第12条（注文の有効期限）

お客様の本サービスによる取引注文の有効期限は、当社が商品・サービス毎に定める期限の範囲内とします。

第13条（注文の取消・変更）

お客様は、当社が定める時間内および範囲内で、本サービスによる取引注文の取消または変更を行うことができます。

第14条（注文の受付）

- (1)当社は、次に定める時点をもってお客様からの本サービスによる取引注文の受付とさせていただきます。
 - ①インターネットを利用した取引注文は、お客様が当該注文の内容の確認入力をされ、その内容を当社が受信した時点。
 - ②電話を利用した取引注文は、当社が注文内容を復唱し、その内容についてお客様が確認された時点。
- (2)当社は、お客様からの取引注文の内容が次のいずれかに該当する場合は、当該注文の受付を行わないものとします。
 - ①お客様の取引注文が第4条第4項または第5条から第13条に定める事項のいずれかに反している場合。
 - ②買付けの取引注文の受付時に、第22条に定める事項に反して、本口座において当社に支払うべき不足額が生じている場合。
 - ③お客様の当社への届出事項に関して、第27条に定める事項に違反し届出を

怠った場合。

第15条（注文の執行）

- (1)お客様が本サービスにより行った取引注文は、法令、諸規則および各商品の約款等に従い、当社が前条により当該注文を受け付けた後、相当の時間内の最初に可能となるときに執行します。
- (2)前項の規定にかかわらず、当社は、取引注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、お客様に通知することなくその執行はいたしません。なお、取引注文を執行しないことにより生じるお客様および第三者の損害について、当社の故意または重過失に起因するものでない場合は、当社はその責を負わないものとします。
 - ①受付後執行するまでに、お客様の取引注文が第4条第4項または第5条から第13条に定める事項のいずれかに反している場合。
 - ②お客様の指値注文が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合。
 - ③お客様の取引注文が、当社の定めるところにより失効した場合。
 - ④お客様の取引注文が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断する場合。
 - ⑤お客様の取引注文が、いわゆる空売り規制、インサイダー取引等の法令等に違反する場合。
 - ⑥お客様について支払の停止、もしくは破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算手続開始の申立てがあった場合、またはお客様が手形交換所の取引停止処分を受けたことを当社が把握した場合。
 - ⑦お客様の本口座に対する仮差押え、保全差押えまたは差押えの命令が発せられたことを当社が把握した場合。
 - ⑧その他、当社が取引の健全性等に照らし、不相当と判断する場合。

第15条の2（金融商品取引所のシステム障害等に伴う注文の取扱い）

- (1)金融商品取引所が、金融商品取引所のシステム障害等により、委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合（以下、「呼値の効力失効」といいます。）、当社がお客様より受け付けた当該金融商品取引所による呼値の効力失効の対象となる全ての委託注文（条件付注文で同時に発注された注文および期間指定注文を含みます。）については、当該注文の執行の効力は失われます。この場合、当社は、当該金融商品取引所の取引が再開された場合であっても、当社が定める注文を除き、呼値の効力失効の対象となる注文の再発注を行わないものとします。
- (2)前項の場合、当社は、次の注文を除き、当社が再発注を行わないすべての注文（期間指定注文を含みます。）を取消します。なお、SOR取引については当社が別に定めるSOR取引約款に基づきます。
 - ①複数の金融商品取引所が選択可能な銘柄において、呼値の効力失効を行った金融商品取引所以外を指定した注文
 - ②単元未満株の注文

第16条（手数料）

お客様は、当社が定めるところにより、本サービスによる取引注文の執行に関する手数料を当社に支払うものとします。

第17条（注文・約定の照会）

お客様は、本サービスによる取引注文・約定の内容を、当社が定める方法により本口座において照会することができるものとします。

第18条（取引内容の確認）

本サービスによる取引注文の内容について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様の本サービス利用時における当社の記録内容に基づいて処理するものとします。

第19条（有価証券の保管および入出庫）

- (1)お客様が、有価証券の保管を委託する場合は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の保管振替制度による方法もしくは当社が別途定める方法によるものとします。この場合において、機構に届け出るお客様の名義および住所は、本口座の名義およびお届け住所と同一であるものとします。
- (2)当社は、事故株券その他の瑕疵ある有価証券については、これを保護預りしないものとします。
- (3)お客様が当社から保護預り有価証券を出庫する場合は、当社が別途定める方法によるものとします。

第20条（金銭の受渡方法）

- (1)お客様が本口座へ金銭を預け入れる場合は、当社が指定する金融機関口座へ振込みにより行うものに限るものとし、当社は当該金融機関口座への振込みによる入金を確認した後に、本口座へ入金するものとします。
- (2)お客様が本口座から金銭を引き出す場合は、当社が別に定める「振込先指定方式取扱規定」により行うものとします。また、金銭の引出請求にかかる当社の受付時間および受け付ける金額の範囲は、当社が定めるものとします。
- (3)お客様が本口座の他に当社に開設する取引口座と本口座の間で、金銭の振替または入出金する方法は、当社が定めるものとします。

第21条（キャッシング）

- (1)お客様は、MRFについて、受益権または金銭の返還請求に基づき当社が引き渡すべき金銭相当額を、返還請求を行う当日に受け取ることを希望する場合は、本条に定める方法（以下「キャッシング」といいます。）によるものとします。
- (2)お客様は、前項に定めるキャッシングについて、収納代行取引、その他当社が認める取引に限り利用できるものとします。お客様からのキャッシングの申込みについては、当社が別途定める手続により行われるものとし、その都度の利用申込書の提出は不要とします。
- (3)お客様からキャッシングの申込みがあった場合、当社は、MRFの残高および申込日の前日までの果実に基づき計算されたそれぞれの返還可能金額と500万円以内の金額で当社が定める金額のうちいずれか少ない金額を限度として、MRFを担保に金銭を貸し付けることができます。ただし、お客様の取引状況等により貸付けをしない場合があります。
- (4)当社は、お客様からのキャッシングの申込日に、貸付金額に相当するMRFについて当該貸付けの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、その換金手続を行います。
- (5)当社は、前項の換金手続に基づく金銭の受渡日に、この金銭をもって自動的に貸付残高全額の返済に充当します（当該金銭のうち、お客様からのキャッシングの申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額については、貸付利息として当社がもらい受けます）。なお、当該貸付利息に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。
- (6)当社は、第4項に定める換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、第4項の換金手続に基づく金銭と、第3項の貸付けにかかる金銭およびその利息との差額をお客様に請求できるものとします。

第22条（不足金の入金）

- (1)本口座に不足金が発生した場合には、お客様は当社の定める時限までに当該不足金を入金するものとします。
- (2)本口座において、差金決済取引に該当する同一銘柄の買付約定と売付約定がある場合には、お客様は本口座におけるお預り金またはMRFの残高状況にかかわらず、当該買付代金の一部または全部を当該時限までに入金するものと

します。

- (3)お客様が当社の定める時限までに不足金を入金しない場合、当社は、任意でお客様の計算において保護預り有価証券等を処分し、その代金を当該不足金に充当することができるものとし、さらに不足があるときはお客様に当該不足額の支払を請求することができるものとし、
- (4)本口座に不足金が発生している場合には、当社は、お客様の取引その他本サービスの利用、保護預り有価証券または金銭の引出しを制限できるものとし、

第23条（金銭の受渡内容に関する確認）

金銭の受渡等について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、第18条に準じて取扱うものとし、

第24条（情報利用の制限）

- (1)お客様は、本サービスにより当社から提供を受けた情報については、次のことは行わないものとし、
 - ①情報を自己または第三者の営業に利用することはもちろん、第三者へ提供する目的で情報を加工または再利用すること。
 - ②お客様の認証番号を第三者の利用に供すること。また、本サービスによる情報およびその内容を第三者に漏洩し、または第三者と共同して利用すること。
- (2)お客様における情報の使用が前項に違反するものと当社または金融商品取引所等が判断した場合、当社は情報の提供を中止するものとし、なお、情報の提供の中止によりお客様に発生した費用または損害等は全てお客様の負担とし、お客様は当社および金融商品取引所等に対し請求は行わないものとし、

第25条（料金）

- (1)当社はお客様より本口座の利用料をいただくことがあります。この利用料は当社が定める金額とし、当社が定める方法で当社に入金していただくこととします。
- (2)前項によるほか、当社はお客様より事務手続に係る費用をいただくことがあります。この手数料は当社が定める金額とし、当社が定める方法で当社に入金していただくこととします。
- (3)一旦お支払いいただいた利用料および手数料は返却しないこととします。

第26条（本サービスの変更、中止、制限）

- (1)当社は、お客様に通知することなく、本サービスの内容を変更または中止することがあります。
- (2)当社は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、お客様に通知することなく、お客様の本サービスの利用につき、当社が必要と認める範囲で中止または制限することがあります。当社は当該中止または制限の理由につき開示できない場合があります。
 - ①当社が、お客様が本サービスの利用において通常の範囲を逸脱し過度の利用を行うものと判断した場合。
 - ②お客様が第3条の本人確認に応じない場合。
 - ③お客様の本人特定事項に疑義があるものと当社が判断した場合
 - ④当社が、お客様の取引状況やお客様からのお預り資産の状況等に鑑み、本サービスの利用を制限することが適当であると判断した場合。
 - ⑤お客様が第29条第1項第2号から第21号に該当するおそれがあるものと当社が判断した場合。
 - ⑥本サービスの利用に当たり、お客様が登録されたご自身の情報が最新の情報でなかった場合。
 - ⑦通信回線、通信機器、コンピュータシステム機器の障害または混雑による情報伝達の遅延、不能、誤作動、誤操作等が発生した場合。

- ⑧本サービスにより提供する情報の誤謬、停滞、省略または中断が発生した場合。
 - ⑨天災や事変などの非常事態が発生した、または発生するおそれがある場合。
 - ⑩本サービスの提供、またはその前提となる行為が、当社に適用のある法令、規則、官公庁の命令等に基づき制限または停止が必要となる場合。
 - ⑪第31条第1項で定義する指定金融機関およびデータプロバイダ等が実施する定期・不定期のメンテナンスが実施される場合。
 - ⑫その他お客様による本サービスの利用が不相当であると当社が判断した場合。
- (3)前2項の本サービスの変更、中止または制限によりお客様に生じた損害に対しては、当社はその責を負わないものとします。ただし、前項第7号、8号については、第30条第3号、第4号の定めによるものとします。

第27条（届出事項の変更）

- (1)お客様は、本口座開設後、住所、電話番号、氏名、職業、勤務先、内部者登録、投資目的等の届出事項につき変更があるときは、当社の定める方法により、遅滞なくその内容を当社へ届け出るものとします。
- (2)前項の場合、当社は第3条により本人確認をすることがあります。

第28条（通知の効力）

お客様の届出による住所または電子メールアドレスあてに、当社よりなされた諸通知が、転居や不在、変更や削除など当社の責に帰すことができない理由により、延着し、または到着しなかった場合は、通常到達すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

第29条（解約）

- (1)当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、本サービスを解約できるものとします。
 - ①お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ、本サービスの解約を申し出た場合。
 - ②お客様が支払うべき金銭を当社の定める時限までに当社へ支払わない場合。
 - ③お客様の取引が公正な市場価格の形成に弊害をもたらしている、またはそのおそれがあると当社が判断した場合。
 - ④お客様が本口座に係る届出事項または第3条の本人確認に係る本人特定事項等について事実と反する届出等を行ったと当社が認めた場合。
 - ⑤お客様がこの約款および当社の他の規定・約款、その他法令諸規則等に違反した場合。
 - ⑥お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等もしくはこれらに準ずるもの、またはこれらであったものと当社が判断した場合。
 - ⑦お客様が当社および当社役職員に対し以下の行為を行い、または行うおそれがあると当社が判断した場合。
 - ア第6号に掲げるものと標榜する行為。
 - イ名誉または信用を毀損する行為。
 - ウ誹謗、中傷もしくは脅迫の言辞または暴力を用いる行為。
 - エ虚偽の風説の流布、偽計または威力により業務を妨害する行為。
 - オその他違法行為または法的な責任を超えた不当要求行為。
 - ⑧お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたと当社が認めた場合。
 - ⑨お客様よりお預りする資産の全部または一部が犯罪行為により不正に取得したものであると当社が判断した場合。
 - ⑩当社への届出事項、取引内容、当社からの連絡や資料の提出の求めに対するお客様の回答、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、お客

様の口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与又は経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され又はそのおそれがあると当社が判断した場合。

- ⑪お客様が当社の定める範囲内および期間内に本サービスを利用されない場合。
 - ⑫お客様が日本国内の居住者でなくなる場合、もしくは非居住者となった場合。ただし、お客様が、当社が別に定める取扱いについてご承認のうえ、当社所定の手続きをさせていただき、当社が承諾した場合には、その定め の範囲でお取扱いを継続することができます。
 - ⑬お客様が第27条の届出を怠るなどして、相当の期間当社からの連絡が不通となった場合。
 - ⑭お客様が第34条に定めるこの約款の変更に同意しない場合。
 - ⑮お客様の所在が不明となり、不在者財産管理人が選任された場合。
 - ⑯お客様が死亡（認定死亡を含む）したことを当社が確認した場合、または失踪の宣言を受けた場合。
 - ⑰お客様が意思能力を失い、その回復の見込みがないと当社が判断した場合。
 - ⑱お客様、お客様の代理人およびお客様の関係者等が当社に対し、損失補てん等、当社に履行義務のない行為を不当に要求した場合。
 - ⑲お客様が本口座を第三者と共同利用している、または第三者に貸与している疑いがあると当社が判断した場合。
 - ⑳同一のお客様において、当社の事由による場合を除き、複数の口座保有が認められた場合。
なお、事由のいかんを問わず、その重複口座の解消のため、全ての口座、または一部の口座は解約となります。
 - ㉑前各号のほか、当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断した場合、またはその他やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合。
- (2)当社は、前項各号に該当すると判断した理由についてお客様に開示できない場合があります。
- (3)本サービスが解約された場合、第2条第2項に規定する取引またはサービスも同時に解約されることとします。
- (4)本サービスが解約された場合、当社はお客様よりお預りする金銭および保護預り有価証券を当社の定める方法により返還するものとします。
- (5)本サービスが解約された場合、当社は法令諸規則等および当社所定の手続きに従い本口座を廃止できるものとします。
- (6)前5項により本サービスが解約された際にお客様に生じた損害に対しては、当社はその責を負わないものとします。
- (7)お客様の口座において、取引およびログインが3年間行われず、かつ、金銭、MRFその他の有価証券等の残高がない場合、当社はお客様に対し当社との取引継続の意思を確認する通知を行い、当該通知から30日以内に取引継続のお申し出がないときには、本サービスを解約できるものとします。当該通知は、お客様が当社にご登録した電子メールアドレスへの電子メールの送信によって行い、当社に電子メールアドレスを登録していないお客様には郵送にて行います。本項による解約には、本条第3項、第5項、第6項が適用されるものとします。

第30条（免責事項）

当社は、次の事由によりお客様および第三者に生じた損害について、その責を負わないものとします。

- ①お客様の認証番号をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、予め当社に届け出られている認証番号と一致することを当社が確認して本人認証がなされたうえで行われた本サービスの利用により生じた損害。
- ②第4条に基づき、当社所定の本人認証がなされたうえで行われた本サービスの利用により生じた損害。

- ③通信回線、通信機器、コンピュータシステム機器の障害または混雑による情報伝達の遅延、不能、誤作動、誤操作等により生じた損害で、当社の故意または重過失に起因するものでないもの。
- ④本サービスにより提供する情報の誤謬、停滞、省略または中断により生じた損害で、当社の故意または重過失に起因するものでないもの。
- ⑤お客様の認証番号、取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害で、当社の故意または重過失に起因するものでないもの。
- ⑥電信、郵便または他金融機関の誤謬、遅延等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害。
- ⑦天災地変、政変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引注文の執行、金銭の授受または有価証券の寄託の手續等が遅延し、または不能となった場合に生じた損害。
- ⑧金融商品取引所が、その規則に基づいて有価証券の売買の取消し、売買の停止等を行ったために生じた損害。
- ⑨所定の手続により返還の申出がなかったため、または所定の手続に不備があったためにお預りした有価証券または金銭を返還しなかったことにより生じた損害。
- ⑩お預り当初から、有価証券について瑕疵またはその原因となる事実があったことにより生じた損害。
- ⑪本サービスの利用に関し、お客様による本サービスの内容またはその利用方法についての誤解や理解不足等により生じた損害。
- ⑫金銭の入出金や有価証券等の入出庫において、投資機会を逸失したことにより生じた損害。
- ⑬第7条から第13条に規定する当社の定める事項について変更がなされたことにより生じた損害。
- ⑭第27条の届出がないこと、または届出が遅延したことにより生じた損害。
- ⑮第29条による本サービスの解約に伴い生じた損害。

第31条（API接続サービス）

- (1)お客様は、本条を含む本約款にご同意の上、本サービスのうち、即時入金サービス、即時出金サービスまたは投資信託の取引におけるウェブかんたん銀行つみたてサービス（以下「ウェブかんたん銀行つみたて」といいます。）の利用開始の申込を行うことにより、API接続サービス（以下「API接続サービス」といいます。）をご利用することができます。なお、お客様は、申込に際してまたは口座振替契約の締結に際して（金融機関により異なります。）、連携する金融機関（以下「指定金融機関」といいます。）とその預貯金口座（以下「指定預貯金口座」といいます。）の指定を行っていただきます。

お客様は、当社のAPI接続サービスを利用されることで、指定金融機関の指定預貯金口座とお客様の本口座とを連携させることにより、本サービスのうち、指定預貯金口座と本口座との間での、即時入金サービス、即時出金サービスまたは投資信託の取引におけるウェブかんたん銀行つみたて（いずれも、お客様の委託を受けて、インターネット経由で、口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことを指定金融機関に指図する内容の更新系サービスとなります。）を、当社所定の方法により、本口座に関するウェブ上の操作で行うことが可能となります。但し、一部の指定金融機関ではご利用になれない場合があります。また、API接続サービスを利用して行われる更新系サービスについて、お客様は指定金融機関から指定金融機関所定の手数料を請求される場合がございます。

なお、当社によるAPI接続サービスの提供に伴うお客様の情報の取得は、次のいずれかの方法により行われます。

- (i)お客様がご提供された認証情報を利用して指定金融機関にログインし、デー

タを取得します。

(ii)お客様からのご同意に基づいて、指定金融機関のAPIを利用してデータを取得します。

(2)API接続サービスのご利用は、前項記載のお客様による指定金融機関の指定に伴い開始され、同指定の解除に伴い終了します。なお、この指定ですが、申込に先立ち口座振替契約を締結しその時点で指定する場合、ウェブかんたん銀行つみたての申込に際して指定すれば足りる場合等、指定金融機関により指定の時期が異なります。また、指定金融機関および指定預貯金口座の指定を変更または解除する場合には、当社の定める方法により届出を行う必要があります。

(3)API接続サービスの利用時間は、本サービス中の当社入出金サービスの利用時間に準じます。

(4)API接続サービスは、指定金融機関ではなく当社が主体となって提供するサービスであり、当社は、銀行代理業者または銀行の外部委託先ではありません。また、API接続サービスのご利用に当たり、お客様は、指定金融機関のウェブサイトだけではなく、当社のウェブサイトにおいて、最新の指定金融機関の口座情報等を登録していただく必要があります。

(5)当社は、その判断によりAPI接続サービスの内容、アプリまたはソフトウェアの仕様などを予告なく変更することがあります。

第32条（補償）

(1)本サービスの不正利用により生じた出金等の結果お客様に損害が発生した場合には、当社は、お客様からの請求により、当社所定の基準に従いその損害の全部または一部の額を補償することがあります。補償金額の上限は、不正利用が発生した時点における本口座において当該不正利用により減損したお預り資産の時価相当額を上限とします。

(2)当社は、API接続サービスの信頼性を高めるために最善の努力をしますが、API接続サービスが提供する情報などの完全性、正確性、確実性、有用性、適時性などについて、以下の場合を含め、一切の責任を負わず、保証も行わないものとします。

①お客様がご提供される指定金融機関に届け出られているお客様ご自身の認証情報などに誤りがあった場合、本口座だけでなく指定預貯金口座における正しいパスワードなどが失効する可能性があります。

②当社のシステムまたは指定金融機関のシステムの故障、不具合、一時停止などにより、本サービスを提供できない場合があります。

③指定金融機関から取得する指定預貯金口座の情報などがいかなる事情であるかを問わず正しくない場合があります。

(3)前二項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当社は一切補償を行いません。

①お客様が、不正利用に気づいた日から3営業日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、3営業日に当該事情が継続している期間を加えた日数とします。）以内に、当社に不正利用の事実について通知を行わなかった場合。

②お客様のご親族等による出金の場合。

③お客様が当社に虚偽の説明を行った場合。

④その他お客様ご自身に本サービスの利用に必要な本口座または指定預貯金口座のIDやパスワードの管理に過失が認められ、その過失が原因となり不正利用が生じた場合。

⑤戦争・暴動等の社会秩序の混乱に乗じてなされた場合。

第33条（苦情受付窓口）

本サービスの利用に関連する当社への苦情は、当社ウェブサイトに記載の当

社苦情受付窓口または指定金融機関の苦情受付窓口でお受けするものとします。

第34条（反社会的勢力の排除）

お客様は、次の各号に規定する事項について、確約するものとします。

- (1)過去5年以内および現在、暴力団、暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標ぼうゴロ・特殊知能暴力集団等・その他これらに準じる者等の反社会的勢力、反社会的勢力が法人のお客様の経営を支配または実質的に関与していると認められる場合、お客様が反社会的勢力を利用していると認められる場合、お客様が反社会的勢力に対して資金の提供その他便宜の供与をしていると認められる場合および反社会的勢力とお客様が社会的に非難されるべき関係を有している場合に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
- (2)自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をしまは暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準じる行為を行わないこと。
- (3)前二号のいずれかに該当し、もしくはいずれかに該当する行為をし、または本約款に同意した時点で前二号に違反していたことが判明していた場合には、当社が事前に通知または催告することなく本サービスを停止および解約することができること。当該停止または解約に対して異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、すべてお客様の責任とすること。

第35条（他の規定、約款の適用）

この約款に定めのない事項については、第2条第2項に列挙されている約款・規定、その他商品・サービス毎の取引規定により取扱います。

第36条（事務処理の第三者への委託）

- (1)当社は、お客様の取引に関する情報を含む事務処理を、当社以外の第三者に委託することができるものとします。
- (2)当社が事務処理を委託する第三者は、保有するお客様の個人情報を厳正に管理し、その業務の目的以外に使用しないものとします。

第37条（準拠法、合意管轄）

- (1)この約款に関する準拠法は日本国法とします。
- (2)この約款に関しお客様と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、当社は、当社本店の所在地を管轄する東京地方裁判所または東京簡易裁判所を指定することができるものとします。

第38条（約款の変更）

この約款は、法令、監督官庁の指示、金融商品取引所もしくは日本証券業協会等が定める諸規則の変更があった場合、または当社が必要と認める場合に、変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、お客様において所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱うものとします。

第39条（個人情報等の取扱い）

米政府および日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、米国における個人情報の保護

に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf) に掲載されておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- ①米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織
- ②米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人またはその他の組織
- ③FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条および1472条の適用上、適用外受益者として扱われる金融機関を除きます。）

以上
(2023年3月18日)

2023年3月18日改定附則

本約款第29条第7項に定める期間の始期は、約款変更の効力発生時にかかわらず、お客様の最終の取引時またはログイン時から起算するものとします。